

会 議 録
〈2025 年度 愛知県入札監視委員会第 2 回定例会議〉

【入札契約手続の運用状況等の報告】

2025 年度第 1 四半期における発注工事について総務局、防災安全局、県民文化局、環境局、福祉局、保健医療局、病院事業庁、経済産業局、労働局、企業庁、農林基盤局、建設局、教育委員会及び警察本部から発注工事総括表及び一覧表等により報告があった。（資料 1）

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
（企業庁の随意契約について） ・契約件数に占める随意契約の割合が多いが、理由は何か。 ・随意契約で見積執行回数が 2 回になったものがあるが、なぜか。 ・随意契約の中で請負率が低いものがあるが、理由は何か。	・すべて浄水場等設備の修繕工事である。新規の設置・更新は一般競争入札で行っているが、修繕は設備の設置業者か関連業者でないと対応できないため、随意契約としている。 ・随意契約は予定価格を事前公表していないところに、見積参加者が人件費、資材価格の高騰を考慮して提示した見積価格が予定価格を超過した。そのため再度見積合わせを行い、2 回目は予定価格内になったものである。 ・参考見積の段階では、市場価格で積算しているが、見積合わせでは、自社製品を使用することなどにより、請負率が下がったものと推察される。
（建設局の指名競争入札について） ・指名競争で 100 者以上指名しているが、入札している業者は 1、2 者の案件があるがどういった事情か。	・一般競争で発注して不調になった案件について業者に聞き取りをしたところ、技術者の配置困難や、施工体制が整わないといった理由で辞退をされているため、地域要件を広げてなるべく多くの業者に参加してもらえるようにしたところ、指名業者が多くなっている。
（病院事業庁の随意契約について） ・随意契約で請負率が低い理由は何か。 ・予定価格の段階で業者から見積を徴取はしないのか。	・業者の企業努力より、精査された見積の提出があったからであると考えられる。 ・業者から見積を徴取している。

【検討事案抽出の報告・確認】

抽出担当委員から、4 月から 6 月までの発注工事について、14 局庁等の発注工事の中から、県民文化局、保健医療局、都市・交通局の事案について抽出した旨、報告された。（資料 2）

【抽出事案に関する説明及び検討】

○愛知県女性総合センター ウィルホール舞台吊物機構改修工事【県民文化局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・3回目の仕様見直しで更新対象から外れた滑車類・駆動装置の更新はどうするのか。 ・要件の見直しによる応札業者数の見込みはどれぐらいか。 ・2回目の公告が低入札による不調であったのであれば、再度の公告で契約出来る可能性もあったのではないか。 ・1回目の公告をより早く行う事ができれば、工期に余裕が出来たのではないか。 ・吊物機構の改修工事を行える業者は少ないという説明だが、どれぐらいなのか。 ・吊物機構の耐用年数はどれぐらいか。 ・施設の設備設置から、どれぐらい年数が経っているのか。耐用年数を超えているのであれば、事後保全的な対応という位置づけか。	・滑車、駆動装置の交換は休館を伴う大規模な改修となるため、当面の間は、日常業務の中における確認、専門業者による定期点検を行い、不具合が見られた場合には速やかに改修を行う。 ・1回目は数者程度であり、2回目の工事点数の緩和により倍程度、3回目の地域要件の緩和によりさらに数者増えている。 ・1年間の休館期間内という工期の制約がある中、ウィルホールの舞台関連で施工予定であった他工事を先行することとし、吊物工事に関しては、残り期間で施工できる形で仕様を見直し、再公告することとした。 ・長寿命化改修工事に併せた他の工事の準備等との関係もあり、10月公告でも工期内に収まる想定であった。 ・業者数は10数者程度。業界の人手不足もあり、抱えている施設のメンテナンス等の関係で、改修工事を受注する余裕がないという話も聞いている。 ・ワイヤーロープ・滑車等で10年～15年、駆動装置で15年～20年とされている。 ・開館から29年が経っている。 吊物機構のワイヤーロープは過去にも不具合発生時に個別に補修を行っているが、今回のような形で全面のワイヤーロープを改修するのは初めてである。

○あいち健康の森健康科学総合センター中央監視装置更新工事【保健医療局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・今回、更新工事を落札した業者と、もともと設備を設置した業者は、どういう関係か。 ・何か応札者を増やすために検討したこと	・中央監視装置は、健康科学総合センターの竣工時に設置された機器であり、落札業者とは別の業者が施工している。なお、今回落札した業者は平成19年から保守を行っており、それ以前は他の業者が保守を行っている。 ・今回の案件は、納期の問題で公告から入札

や、今後検討したいと考えていることはあるか。 ・今回、公告日から入札日まで 19 日ぐらいだが、どれくらいの期間を取るべきと考えているか。 ・現場確認会は入札公告日の 4 月 3 日より前か。 ・中央監視装置自体には、設計などは必要なく、ただ置き換えるだけのものか。 ・機器の設定をする費用は、調整費などに入っているのか。 ・制御装置自体は施工会社が設置したものだが、大規模な改修はしなくても、制御盤等を変えて接続すればそこそこ動くようになる、ということか。 ・更新前の仕様書の内容が古いが、フロッピーディスクとか昔の仕様が残っているのか。 ・離れた場所に地中ケーブルを引くため、日程調整が大変だという説明だったが、地中ケーブルの工事自体は大変ではないのか。	までの日数が 20 日となっており、業者の検討する時間が少なかった。公告から入札までの日数をもう少し長く設定できれば応札できる業者が増える可能性があるため、今後、そのようにしていきたい。 ・概ね 1 ヶ月くらいあればとは思いますが、業者がやれるかどうかの判断は難しいので、現場確認をする時間を考えると、もう少し期間があった方がよかったかとも思う。 ・現場確認会は 4 月 9 日に行っている。 ・中央監視装置の制御盤等を施設に見合ったものに設定して、実際の現場に設置する内容となっている。 ・工事費の中の中央監視装置一式や改造作業の費用に含んでおり、別で設計費を積むことはしていない。 ・制御盤を改修して、設置する工事となっている。 ・現状は非常に古い仕様の中央監視装置を使用しており、現場としては適切な施設管理が困難な状況なので、今回更新工事をする事になった。 ・日数自体はそこまでかからないが、やはり県以外の施設の駐車場の一部を借りる必要があるため、工事の工程に合わせて調整が必要になる。
---	--

○特定港湾施設緊急改修工事【都市・交通局】

・主な質疑

質問・意見	回答（要旨）
・昨年度、一般競争で工事を発注したときに入札した業者は何者いるか。 ・一者随契にした理由は何かあるのか。	・ 5 者から参加申込があり、そのうち 3 者から入札があった。 ・ 契約業者は昨年度の工事で機器を設置しており、その業者以外に仕様を熟知している者がおらず、他者だと不具合が生じたときに対応ができないため、一者随契にした。

・昨年度の工事に入札した業者を加えて、指名競争にはできなかったのか。	・監視システムに不具合が生じると、荷役ができなくなるなど社会的な影響が大きくなる。また、指名競争で他者が落札した場合、不具合が生じた場合に責任の所在が曖昧になるため、一者随契にした。
・UPS（無停電電源装置）の更新だけでなく他者でも施工できそうだが、どうか。	・今回の工事がUPSの更新だけではなく、監視ネットワークシステムとの接続や監視制御盤内の機器更新もあるため、一者随契にした。
・昨年度の工事を発注した時点で、今回の工事が想定されていたのか。昨年度の工事と一緒に施工することはできなかったのか。	・昨年度の工事中に監視制御盤内の排熱装置に不具合が確認されたため、急遽今回の工事を発注することになった。
・排熱装置の耐用年数としてはどのくらいか。	・減価償却の観点では10年ではあるが、その後も部品を交換することで対応してきたが、設置から20年以上が経過し、交換用の部品も生産されなくなっているため、今回交換することとした。
・昨年度の工事の時に一緒に排熱装置を交換することは検討しなかったのか。	・昨年度の工事の発注時点では異常は確認されていなかったことから、交換することは想定していなかった。
・業者の見積もりの妥当性について検討はしたか。	・事務所の審査会において、見積もりの妥当性を確認している。

【検討結果のまとめ】

本日の定例会議における検討結果についてであるが、今回検討した各事案について、特に意見として申し上げることはないが、効率的な発注に向けて、中長期的に発注を計画することを要望する。

【その他】

- （１）次回の定例会議における検討事案の抽出の委任について
- （２）次回の定例会議の日程について